

令和7年度（2025年度）「阿蘇」世界文化遺産登録推進若手研究募集要項

1 事業目的

阿蘇世界文化遺産登録推進協議会（熊本県、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村が平成21年（2009年）に設置。）では、「阿蘇の文化的景観―カルデラ火山に展開した農業パノラマ―」（以下「阿蘇」という。）の世界文化遺産登録を目指しています。

その取組の一環として、「阿蘇」の新たな学術的価値を見出し深化させて国内外に発信することで、世界文化遺産登録に向けた更なる機運醸成に繋げることを目的に、「阿蘇」に関わる人々の歴史に焦点を当てた研究をはじめ、若手研究者による様々な研究分野における多角的な研究を募集します。

今回、より多くの方々に「阿蘇」についての理解や地域への愛着・誇りを高めていただくために、採用された場合には、その研究成果を成果報告会や論文集等において発表していただきます。

2 事業内容

- ・全国の若手研究者から「阿蘇」を対象とする研究を募集します。
- ・応募書類、研究計画書及び研究経費計画書等（以下「応募書類一式」という。）の書面審査により、特に優れた成果をもたらすことが期待される応募者を採用します（最大4名）。
- ・採用された若手研究者（以下「採用者」という。）には、採用結果公表日から成果報告会までの期間、論文執筆も含めた研究を行っていただき、その過程で要した経費（1件につき50万円以内）を謝金として交付します。
- ・なお、本事業は令和7年度（2025年度）「阿蘇」世界文化遺産登録推進若手研究として、株式会社アド・コムに一部業務を委託します。

（1）募集テーマ

- ・原則として文系分野2枠、理系分野2枠の計4枠。「阿蘇」に関わる幅広い関連諸分野（考古学、文献史学、文学、美術史学、歴史地理学、民俗学、景観学、観光学、建築学、工学、農学、植物学、火山学等）の研究を募ります。
※ただし、応募状況や書面審査の結果によっては分野枠ごとの採択数が変わる場合があります。（例：文系3枠、理系1枠）
- ・阿蘇地域を主に対象とする研究に限りますが、他地域との比較分析は可能です。
- ・『世界遺産暫定一覧表追加資産に係る提案書 資産名称：「阿蘇カルデラ―草地とともに生きてきたカルデラ農業景観―」』や『世界遺産一覧表追加資産に係る提案書 「阿蘇」の価値（OUV）について』を熟読の上、テーマを設定してください。

【提案書掲載元】

(URL) <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/22/233833.html>



（2）応募資格

- ・令和7年（2025年）4月1日現在、満20歳から満40歳までの方で日本語での論文執筆及びプレゼンテーションが可能な方とします。

- ・職務上での研究の場合、所属長の推薦書又は承諾書（いずれも様式は任意）を添付してください。ただし、公的機関における職務上での研究は採用の対象外です。
- ・研究に要した経費の交付については、1件の応募に対して上限を50万円以内（採用者が研究経費計画書に記載した額から所得税を源泉徴収した額を交付）とします。なお、複数人による共同研究や研究協力者の設定を妨げるものではありません。
- ・個人研究に対しては、個人の口座に謝金として振り込みます。なお、寄付金等の名目に変えて所属機関の口座に振り込む等の対応はいたしません。

（３）スケジュール

応募締切：令和7年（2025年）6月13日（金）消印有効
 審査結果通知：令和7年（2025年）6月下旬頃
 研究期間：審査結果通知日から研究成果報告会まで
 進捗報告会：令和7年（2025年）9月下旬から10月上旬頃（別途通知）
 成果論文提出：令和8年（2026年）1月16日（金）予定
 研究成果報告会：令和8年（2026年）2月14日（土）予定

（４）経費の使途

- ・採用された研究に必要な資金に限ります。なお、成果報告会後に実施する調査・学会報告等の経費は対象としません。
 - ※ PC、デジタルカメラ等の備品購入は対象としません。ただし、ソフトウェアの使用料は対象とします。
 - ※ 後述のとおり、採用者には研究期間終了後、使途の領収書又はレシートを貼付した収支会計報告書の提出を義務付けます。

3 応募方法

- ・応募するためには、応募書類一式の各1部を提出してください。
- ・応募書類一式の様式は、熊本県阿蘇草原再生・世界遺産推進課ホームページに掲載します。ダウンロードのうえ必要事項を記入してください。
- ・応募書類一式の提出は、郵送または、E-mailで受け付けます。提出後は、電話にて提出した旨を伝えてください。なお、FAXによる提出は受け付けませんので、ご注意ください。

【提出書類（応募書類一式）】

- | | |
|---------------------------------|----|
| ①応募書類 | 1部 |
| ②研究計画書 | 1部 |
| ③研究経費計画書 | 1部 |
| ④論文等の代表的業績がある場合はその複写物等 | 1部 |
| ⑤CD-R 又は DVD-R（①から④のデータを保存したもの） | 1部 |

※⑤は E-mail 提出の場合は不要。

※E-mail で提出する場合、PDF データ及び word・excel データの両方を提出してください。

【提出期限】

令和7年（2025年）6月13日（金）消印有効

【提出先】

株式会社 アド・コム 担当：木下
住所：〒862-0908 熊本市東区新生2丁目23-18
Tel:080-2727-3898 Email: kinoshita@adcom-web.com

4 審査方法

- ・世界遺産を専門とする有識者等を中心に複数名で組織する「阿蘇」若手研究審査員が、応募書類一式をもとに審査を行います。
- ・審査結果は、令和7年（2025年）6月下旬頃に本人宛てに文書で通知するとともに、採用者名及び採用者の所属を熊本県阿蘇草原再生・世界遺産推進課ホームページ上に掲載します。
- ・採用決定者には、研究経費計画書に記載された額の研究経費（ただし、所得税を源泉徴収した額）を交付します。

5 採用者の義務

（1）成果品の提出

- ・採用者は、成果品として「成果論文」、及び使途の領収書又はレシートを貼付した「収支会計報告書」を、下記の期限までに提出してください。なお、成果論文及び収支会計報告書の提出方法は郵送またはE-mailとし、FAXによる提出は受け付けません。提出後は、電話にて提出した旨を伝えてください。
- ・成果論文の執筆要項及び収支会計報告書等の様式は、熊本県阿蘇草原再生・世界遺産推進課ホームページに掲載します。ダウンロードのうえご利用ください。
 - ※ 成果論文執筆にあたっては、必ず執筆要綱を確認のうえ厳守してください。
 - ※ 成果論文の内容は、本事業の対象となった研究に限ります。
 - ※ 成果論文の執筆言語は日本語に限ります。
 - ※ 期限までに成果論文及び収支会計報告書が未提出である場合、研究経費の全額返納を求めます。また、その場合は次年度以降の応募をお断りします。

【提出書類（成果論文）】

- ① 成果論文 1部
- ② 成果論文要旨（800字程度） 1部
- ③ CD-R 又は DVD-R（成果論文・同要旨のデータを保存したもの） 1部

※②は成果報告会で一般参加者に配布予定。

※③はE-mail提出の場合は不要。

※E-mailで提出する場合は、wordとPDFの両方を提出してください。

【提出書類（収支会計報告書）】

- ④ 収支会計報告 1部

【提出期限】

成果論文提出期日：令和8年（2026年）1月16日（金）消印有効

収支会計報告期日：令和8年（2026年）2月27日（金）消印有効



(2) 研究成果の報告

- ・「阿蘇」若手研究審査会の審査委員等との意見交換のため、採用者は令和7年(2025年)9月下旬から10月上旬頃に開催予定の進捗報告会へ原則現地出席してください。具体的な日程については、審査結果公開後、日程を調整のうえ決定します。進捗報告会への出席にかかる費用は、研究経費計画書に記載してください。
- ・研究成果を社会に還元するため、採用者は、成果論文の内容に基づき、令和8年(2026年)2月14日(土)に熊本市内で開催予定の研究成果報告会にて登壇し、発表してください。研究成果報告会への登壇にかかる費用は、研究経費計画書に記載してください。なお、研究成果報告会は一般参加者向けの報告となります。
- ・成果論文を熊本県が刊行する後述の研究紀要へ掲載、及びホームページ上で公開することについて、採用者は許諾するものとします。
- ・採用者が研究成果を外部で発表する場合、本事業により熊本県から研究経費の支援を受けたことを明記してください。

(3) その他

- ・採用後、やむを得ない事情により提出書類の研究経費計画書に変更が生じた場合は、採用者が事務局に相談のうえ、速やかに研究経費計画書の修正版を再提出していただく可能性があります。
- ・交付された研究経費について、最終的に未使用の経費が発生した場合は、委託業者を通じて未使用分の額を返納してください。なお、未使用の経費の発生が判明した段階で、速やかに採用者は事務局へご連絡ください。
- ・採用者による調査・研究により社会的事故等が発生した場合、その一切の責任は採用者自身にあるものとし、熊本県及び委託業者は責任を負いません。
- ・捏造、改ざん及び盗用等の一切の不正行為を認めません。研究倫理に反する不正行為が発覚した場合、交付した研究経費の全額返納を求めます。また、その場合は次年度以降の応募をお断りします。

6 著作権について

- ・熊本県は、各採用者の成果論文をもとに研究紀要を作成します。
- ・成果論文の著作権は、採用者に帰属します。採用者(著作権者)は成果論文について、熊本県による複製配布及びオンライン公開を許諾するものとします。

7 個人情報の取扱い

- ・熊本県が本事業に関して取得する個人情報は、審査作業及び審査結果の通知等の募集業務、支払いに関する情報提供に際し、必要な範囲に限定して取扱います。
- ・採用者については、名前、所属、研究テーマ等及び成果論文を熊本県阿蘇草原再生・世界遺産推進課ホームページ上で公開する予定です。
- ・審査結果に関する情報(総合順位及び総合得点)については、本人が本通知の日付から1か月以内に、本通知及び本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、

旅券等）を持参の上、午前８時３０分から午後５時１５分までの間に熊本県阿蘇草原再生・世界遺産推進課へお越しいただくことで提供できます（円滑な手続きのため前日までに来庁日時をお伝えください）。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受付をすることができません。なお、採否の理由に関する御問合せは受け付けません。